

経営者によりそうパートナー

みどり通信 2月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第274号 2023. 2. 7



ある日の日の出 左 田上町の山々～白山～宝蔵山～粟が岳

CONTENTS

● ひと言発言	運を呼び込む	P 1
● 今知っておきたい相続の話	相続の場合の青色申告の承認申請期限	P 3
● 税務	医療費控除	P 5
● 生命保険	小規模企業共済制度	P 8
● ニューフェイス		P 9
● 事務所からのお知らせ		P 10
● 営業カレンダー、休業のご案内		P 10
● あとがき		P 11

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

運を呼び込む…

新聞広告で、次の新刊本を見つけたので、早速ネットで購入…。その書籍は、本年1月21日発行の「運をつかむ」。著者は、あの日本電産創業者の永守重信さんです。

永守重信さんは、1944年、京都生まれ。28歳で従業員3名とともに日本電産株式会社を設立して、代表取締役社長に就任。あらゆる種類のモーターと周辺機器を扱う世界No.1の総合モーターメーカーに。

日本電産は現在、世界中に300社を超える関連会社を擁し、従業員約11万人という巨大グループに発展しています。2018年には、京都にて大学及び幼稚園を運営する学校法人の理事長に就任もされておられます。

さっそく、本書を10分程度で斜め読みし、気に入った言葉にマーカーを塗ったり付箋を貼り付けたりした次第。

次の4つの章に分かれています。

- 第1章 私を考える「運」
- 第2章 「ユーモアを言える余裕」が運を招く
- 第3章 誰も気にしないほどの「細部」にこだわる
- 第4章 「運気を落とさない」習慣を徹底する

次の言葉に目に止まりました。

1. 同じ色のネクタイが2,000本
2. 月に1度神社へ
3. 運が集まっている場所に行く
4. 問題が起きたらいい訳ではなく、これからどうするかを語る
5. なぜ？という疑問を常に持つ
6. 8勝7敗で良しと考える
7. 逆境でも明るい言葉を使い続けるといい変化が現れる

8. できる、できると自分に暗示をかける
9. やるべきことは必ず書き留め実行する
10. 体調管理ができない人に運は来ない
11. 問題を千切りにすれば必ず解決できる
12. 開き直りは運を落とす
13. 高すぎるプライドはマイナスに動く
14. 限界をなくせば不可能も達成でき自信にもなる
15. アイディアは、もう出ないと思ってからが勝負
16. やらないことを決めることで運をつかむ
17. 社会に役に立つことがもっとも運をもたらす



1. の『同じ色のネクタイが2,000本』ですが、すべてみどり色のネクタイとのこと。永守さんは、九星術によるとラッキーカラーは緑だそうで、そのため、ラッキーカラーの緑を集め、ネクタイは毎日緑。行きつけのデパートには緑のネクタイが入荷したらすぐ送ってくれと頼んであるほど。名刺入れ、鞆、カフスボタンなど、すべて緑に統一しているそうです。

そういえば、この新刊本の表紙も緑であります。

私も運気を呼び込みたいと思います。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の2月7日掲載のものです。



相 続

今知っておきたい相続の話

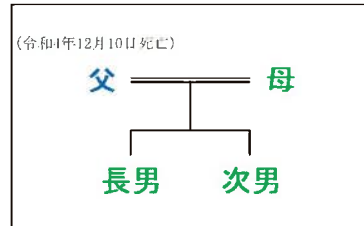
その31『相続の場合の青色申告の承認申請期限』

<Q>

私の父が昨年の12月10日に亡くなりました。母は健在で、私たち兄弟は私と弟の二人です。

父は、アパートを何棟も所有しており、従来から青色申告で所得税の確定申告をしていました。父が有していたアパートは、長男である私（会社員）が相続することとなりました。

相続税の申告納税期限は、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月、そして父が亡くなった日まで（昨年の1月1日～12月10日）の所得税の確定申告は、亡くなった日から4ヶ月以内に相続人がしなければならないことは知っておりますが、私がアパートを相続して今後発生する不動産所得についても父同様青色申告として確定申告をする場合は、青色申告は申請の期限があると聞いておりますが、いつまでに申請しなければならないのでしょうか。



<A>

青色申告承認申請書の提出期限については、所得税法144条に規定があり、これが原則です

所得税法 第144条第1項(青色申告の承認の申請)

その年分以後の各年分の所得税につき前条の承認を受けようとする居住者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに同条に規定する業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2月以内）に、当該業務に係る所得の種類その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ただ、相続があった場合に2か月しか時間的余裕がないので、被相続人が青色申告者として業務を営んでいて、かつ、相続人が業務を営んでいないという条件を満たすならば、青色申告承認申請書の提出期限は準確定申告書の提出期限と同じ死亡後4か月以内とする特例があります。

なお、上記条件を満たさない場合は、この通達が適用されず原則どおり所得税法144条の取扱いとなりますので、注意が必要です。

具体例

- ・被相続人が白色申告者であった場合
- ・被相続人がそもそも業務を営んでおらず、相続人が相続財産で新たに業務を開始する場合

所得税基本通達 144-1(業務を承継した相続人が提出する承認申請書の提出期限)

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けていた被相続人の業務を相続したことにより新たに法第143条《青色申告》に規定する業務を開始した相続人が提出する法第144条に規定する申請書については、当該被相続人についての所得税の準確定申告書の提出期限（当該期限が法第147条《青色申告書の承認があったものとみなす場合》の規定により青色申告の承認があったとみなされる日後に到来するときは、その日）までに提出して差し支えない。

また、前述の「死亡後4か月」よりも「青色申告の承認があったとみなされる日」が先に到来してしまうため、9月1日～12月31日に相続が開始した場合には、提出期限は4か月以内よりも短くなってしまいますので、特に注意が必要です。

それぞれの場合の提出期限をまとめたものが下記の表です。

『所得税の青色申告承認申請書』の提出期限

相続人の区分	被相続人の申告	相続の年月日	申請書の提出期限
事業を承継して新たに業務を開始する相続人	青色申告	1月1日～8月31日	相続開始日から4月以内
		9月1日～10月31日	相続開始年の12月31日
		11月1日～12月31日	相続開始年の翌年2月15日
	白色申告	1月1日～1月15日	相続開始年の3月15日
		1月16日～12月31日	相続開始日から2月以内
相続開始以前から業務を継続している相続人			相続開始年分は適用なし (相続開始年の3月15日までに提出済の場合を除く。)

(所法144、所基通144-1)

詳しいことは、当事務所にお気軽にお問い合わせください。



医療費控除

■医療費控除とは

確定申告の時期になりました。

確定申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和4年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付する必要があります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{令和4年に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ 10 \text{万円} \left(\begin{array}{c} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※ マイナポータル連携を利用することで、医療費控除の申告書への自動入力が可能になりました。

■医療費控除の対象となる医療費

- 1 医師または歯科医師による診療または治療の対価（ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。）
- 2 治療または療養に必要な医薬品の購入の対価（風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。）

（注）平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に支払う特定一般用医薬品等の購入費は、その年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときに、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の対象となります。

- 3 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設または助産所へ

収容されるための人的役務の提供の対価

- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価（ただし、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。）
 - 5 保健師、看護師、准看護師または特に依頼した人による療養上の世話の対価（この中には、家政婦に病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話に対する対価も含まれますが、所定の料金以外の心付けなどは除かれます。また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控除の対象となる医療費になりません。）
 - 6 助産師による分べんの介助の対価
 - 7 介護福祉士等による一定の喀痰吸引および経管栄養の対価
 - 8 介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
 - 9 次のような費用で、医師等による診療、治療、施術または分べんの介助を受けるために直接必要なもの
 - (1) 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの（ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。）
 - (2) 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用
- (注1) 電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除き、タクシー代は控除の対象には含まれません。
- (注2) 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金などは、控除の対象には含まれません。
- (3) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療等の費用に相当するものや上記(1)・(2)の費用に相当するもの
 - (4) 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代(この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。)

(注) おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降である場合において、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付する「おむつ使用の確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

■医療費控除の対象外となるもの

医療や診療に関係すればどのお金も対象となるわけではありません。診療などの理由が自己都合による場合の費用や、直接治療に関係のない場合の費用は対象外となります。

医療費控除の対象外	例
診療・治療・療養費	・美容整形等の費用
	・美容のための歯列矯正等
	・疲れを癒したり、体調を整えたりといった治療に直接関係ない施術費用
	・疾病の発見がなかった場合の人間ドックや健康診断費用
	・本人や家族の都合による差額ベッド代
	・インフルエンザ予防接種
交通費	・自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車場代 ・出産のための里帰り費用
医療器具・医薬品	・治療に直接必要のない近視や遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費用 ・疾病の予防や健康増進のための医薬品の購入費用
その他	・未払いの医療費
	・親族に支払う療養上の世話の費用、謝礼

担当：堀内 勇一

今回のテーマ「小規模企業共済制度」

小規模企業共済制度とは、個人事業主の方や会社等の役員の方が事業をやめたり退職されたりした後の生活に備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度です。国の機関である独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。

制度の6つのポイントをご紹介します。

<小規模企業共済のポイント>

① 掛金は全額所得控除。

月 1,000 円～70,000 円の範囲内で自由に設定可能。加入後もいつでも変更できます。

② 共済金は、退職・廃業時等に受取ることができます。

満期や満額はありません。

③ 共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。

④ 共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

⑤ 共済金の受給権は差し押さえ禁止。

将来の安心をしっかりと守ることができます。

⑥ 納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能です。

もしもの時のサポートにもなります。

特に①にあるように、掛けた金額が全額所得控除になることは大きなメリットかと思えます。そして③であるように、廃業・退職後の退職金として受取れば、年数に応じて退職所得控除が増えます。ポイントは、1,000 円でもよいのでとにかく早く加入することです。

まだご加入されていない方は、ぜひこの機会にご加入をお勧め致します。

制度に関する詳細（加入資格等）やご不明点等は担当者もしくは山口会計までお問い合わせ頂ければと思います。

伊藤 寛峻

ニューフェイス

1月に入社いたしました山口真広と申します。
以前勤めていた会計事務所と仕事の進め方
などのギャップに驚き、日々新しく学ぶべきも
のが多く感じております。

今まで得てきたものを還元しつつも、日々勉
強し新たに得た知識を仕事へ生かしていきた
いと思っております。

一日も早くお客様から信頼していただけるよ
う精進いたします。

よろしくお願いいたします。



初めまして。1月23日に入社いたしました山
口恵実(めぐみ)と申します。

まだ右も左も分からないような状態ですが、
一日でも早く学んだことを自分の
ものにし、成長していきたいと思えます。

大変な時期ではありますが、日々の感謝を忘
れずに一生懸命頑張ります。

何卒よろしくお願いいたします。



◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合が合わない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

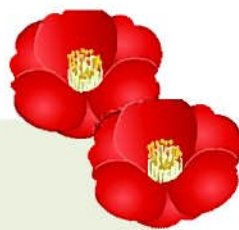
3 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

休業のご案内

当事務所は、
3月18日(金)～21日(火)を
休業させていただきます。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。





あとがき

「かんぺき（パーフェクト）」を漢字で書いてください。
先日社内でスタッフと受けたWEBセミナーでの講師からの質問でした。
あえて聞かれていたので、何かあるんだろうな！？と思いつつも、
恥ずかしながら私の知識では、
「完璧（ぺきの下が土。かべ）」と書きました。ブブー×。
正解は「完璧」ぺきの下が玉なんです。ね。
思い込みに氣をつけましょう！という講師の意図でした。
長年何氣なくやってきて、癖になっっている事などでも思い込みで、
正しい事を知らない事も多いかもしれませんね！？という投げかけでした。
自分の中にある常識を今一度確認することも必要と感じた研修でした。

宮 本 隆 夫

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp